

答申第 832 号

情 公 第 2924 号

令和 8 年 2 月 16 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 12 月 5 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その 10）（諮問第 894 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年10月7日付け行政文書公開請求に対して、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年10月7日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年10月18日付けで、別表の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年10月29日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、卓子上に開示された道水路等境界調査復元の綴り文書を撮影した上で本件請求を行っているにもかかわらず、実施機関は文書不存在としている。
- (2) 実施機関は、文書を偽造し、経緯を隠蔽して主張している。
- (3) 実施機関が保管する「K4鉄鉋杭を抜いてK4石杭を新設した」と記載された文書を写真撮影し、本件請求を行っている。
- (4) 別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる内容について、これまで何度も請求したが、文書不存在を理由に非公開とされてきた文書である。なぜ、突然公開されるのか理由付記がなく困惑している。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 行政文書の特定について

本件請求に係る行政文書公開請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に、「特定市特定区特定県営住宅敷地求積図」及び「特定市特定区特定県営住宅敷地査定図」と記載されているとおりに行政文書を特定した。

(2) 一部公開決定について

「特定市特定区特定県営住宅敷地求積図」及び「特定市特定区特定県営住宅敷地査定図」に記載された製図及び検算した作業者の個人名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、また、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当し、一部公開とした。

5 審査会の判断理由

(1) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に対して特定した行政文書（以下「本件対象文書」という。）に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

当審査会が見分したところ、本件対象文書は、特定県営住宅に係る敷地求積図及び敷地査定図であることが認められ、実施機関は当該文書に含まれる製図者及び検算者の氏名（以下「本件非公開情報」という。）を非公開としている。

この点、当審査会は過去に本件非公開情報と同一の情報に係る非公開情報該当性について、令和6年2月28日付け答申第781号（以下「答申第781号」という。）において判断を行っている。

答申第781号は、「当該非公開情報は、測量士の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する」とした上で、「測量士の氏名は条例第5条第1号ただし書ア又はイに規定する情報には該当せず、また、同号ただし書ウ又はエに規定する情報

にも該当しないことが明らかである」として、実施機関が当該情報を非公開としたことを妥当と判断した。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が本件非公開情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
県が、令和元年 10 月 4 日卓子上に開示された特定市特定区特定県営住宅敷地求積図と同特定市特定区特定県営住宅敷地査定図双方の開示を求めます。	一部公開（条例第 5 条第 1 号本文該当）

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月9日 (収受)	○ 諮問
令和7年12月19日 (第256回部会)	○ 審議
令和8年1月27日 (第257回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和8年2月16日現在）（五十音順）